

出雲エネルギーセンターの耐用年数経過後の可燃ごみの処理について

現在、本市は、大田市及び雲南市・飯南町事務組合と「可燃性一般廃棄物処理事務委託に関する規約」及び「出雲エネルギーセンターにおける可燃性一般廃棄物の処理に関する協定」を締結し、事務を受託し、出雲エネルギーセンターにおいて可燃ごみの処理を行っています。一方で、同センターは平成15年10月に引渡しを受けて以来、今日まで9年が経過し、本市では、同センターの耐用年数等を考慮し、これに替わる「次期可燃ごみ処理施設」(以下「次期施設」という。)の調査・検討を本年度から開始したところで

す。
そこで、その調査・検討を進める中で、次期施設の規模等を早期に決定する必要があるため、上記関係自治体と「出雲エネルギーセンターの耐用年数経過後のそれぞれの可燃ごみの処理方法」についてこれまで協議を行ってきました。その中で、本市としては、「次期施設を単独で建設し処理を行うこととしたい」旨伝え、最終的に平成25年2月1日に開催した「出雲エネルギーセンター連絡会議」(各首長等で構成)において下記のとおり確認されました。

【確認事項】

1. 出雲エネルギーセンターの耐用年数経過後の可燃ごみの処理(以下「次期可燃ごみ処理」という。)は、出雲市、大田市及び雲南市・飯南町事務組合それぞれの責任において行うものとする。
2. 次期可燃ごみ処理は、平成34年度を目途に開始することとし、それまでに、出雲市、大田市及び雲南市・飯南町事務組合それぞれが施設整備等に着手するものとする。
3. 出雲市、大田市及び雲南市・飯南町事務組合は、円滑に次期可燃ごみ処理に移行できるよう、「出雲エネルギーセンター連絡会議」において情報交換及び進捗状況の確認を行い、調整を図るものとする。

(H25.2.1「出雲エネルギーセンター連絡会議」において確認)